

平成30年度の主な税制改正 法人税関係〈後編〉

税理士 鈴木基史

1 償却資産税特例の見直し

中小企業者（大規模法人の子会社を除く資本金1億円以下の法人）が取得する一定の機械装置、測定・検査工具、器具備品、建物附属設備にかかる固定資産税（償却資産税）の課税標準が、取得後3年間は0～1/2に軽減されます（軽減割合は各市町村が条例で定めます）。

- 適用手続き**
- 生産性向上特別措置法に基づき、国が導入促進指針を策定する。
 - 各市町村が国と協議し、上記指針に同意した導入促進基本計画を策定する。
 - 各企業が上記計画に適合する先端設備等導入計画を市町村へ申請し、認定を受ける。
認定を受けるためには、次の要件を満たさねばなりません。
 - 労働生産性が年平均3%以上向上すること
 - 市町村の計画に合致するものであること
 - 企業の収益向上に直接つながること
 - 認定を受けた導入計画に記載する機械装置等を取得する。

対象資産 〈発売期間〉

販売開始時期が次の期間内であること

機械装置	10年以内
測定・検査工具	5年以内
器具備品	6年以内
建物附属設備	14年以内

〈生産性向上〉

旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの

〈金額基準〉

1台または1基の取得価額が次の金額であるもの

機械装置	160万円以上
測定・検査工具	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物附属設備	60万円以上

適用時期

生産性向上特別措置法の施行日から平成33年（2021年）3月31日までの間

旧特例の取扱い

平成28年度改正で創設された取扱い（取得後3年間は課税標準を1/2とする）は、平成31年3月31日までの間はそのまま適用されます。

2 収益認識等の明確化

「収益認識に関する会計基準」（平成30年3月30日）を受け、法人税法でも平成30年度改正により、収益の認識と測定に関する新たな規定が設けられました。

〈従来〉

法人税法第22条第4項において、収益の額は「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算する」とのみ規定

〈今後〉

新たに法人税法第22条の2を新設し、次のように定められました。

- 資産の販売等による収益の額は、原則として「引渡基準」または「役務提供完了基準」により益金の額に算入する。
- 上記①の例外として、「出荷基準」や「契約効力発生日基準」など、引渡しまたは役務提供の日に近接する日の属する事業年度の益金の額とすることができる。
- 収益の額は、資産引渡し時の時価または役務提供時に通常得べき対価の額とする。
- 上記③の対価の額につき、貸倒れや返品の可能性があっても、それは認識せず収益の額を計上する（注）。

（注）会計基準では控除することとしていますが、税務上はその処理が認められません。

適用時期

平成30年4月1日以後に終了する事業年度

上記の新たな規定は、主として従来からの税務上の取扱いを明確化したものです。

なお、実務上の取扱いは、下記2点を除き、従来どおりと考えられます。

〈長期割賦販売等に対する延払基準の廃止〉

延払基準はファイナンス・リース取引等に関するもの以外は廃止されました。

（経過措置）

- 平成30年4月1日以前に行った長期割賦販売等には、平成35年（2023年）3月31日までに開始する事業年度までは、改正前の延払基準が適用できます。
- 平成30年4月1日以後に終了する事業年度で延払基準の適用を止めた場合、繰延割賦利益額を10年均等で収益計上することができます。

〈返品調整引当金の廃止〉

平成33年（2021年）3月31日までに開始する事業年度では改正前の損金算入限度額による引当て設定が認められ、それ以降は1年ごとに1/10ずつ縮小した額での引当てが認められます。

3 大法人の電子申告義務化

大法人は、法人税・住民税・事業税・消費税の申告書を電子申告で提出しなければならなくなりました。

	法人税・ 地方法人税	消費税・ 地方消費税	道府県民税・ 市町村民税・ 事業税
申告書	e-Tax	e-Tax	eLTAX
添付書類	e-Taxまたは光ディスク	e-Tax	eLTAX

対象法人

期首の資本金額（出資金額）が1億円超の法人、相互会社、投資法人、特定目的会社
（注）消費税の申告は、国および地方公共団体も対象となります。

適用時期

平成32年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度または課税期間

4 租税特別措置の適用期限の延長

次の特例は、従来どおりの内容で2年間延長されました。

- 交際費の損金不算入
- 中小企業者の少額減価償却資産（30万円未満）の即時損金算入
- 大法人に対する欠損金繰戻し還付の不適用措置

著者紹介



すずき ちかみ
鈴木 基史（公認会計士・税理士）

神戸大学経営学部卒業。大手監査法人に勤務後、昭和57年に鈴木公認会計士事務所開設。公認会計士試験・税理士試験の試験委員を歴任。

著書

「法人税申告書作成セミナー」
「法人税申告書別表4・5セミナー」
「個別事例でわかる 法人の修正申告実務」他

